

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年四月二十七日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第八十五号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年大阪府規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活相談員の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号）第二百十八条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号）第二百四十四条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う養護老人ホームであつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</u></p> <p>5 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第一項又は第二項に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。</p> <p>(支援員の配置の基準)</p> <p>第四条 条例第十三条第一項第四号の規則で定める員数は、常勤換算方法で、一般入所者（入</p>	<p>(生活相談員の配置の基準)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号）第二百二十九条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号）第二百二十七条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</u></p> <p>5 <u>外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第一項又は第二項に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。</u></p> <p>(支援員の配置の基準)</p> <p>第四条 条例第十三条第一項第四号の規則で定める員数は、常勤換算方法で、一般入所者（入</p>

所者であつて、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とする。

2・3 (略)

(生活相談員の責務等)

第九条 (略)

2 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、条例第十三条第一項第三号に掲げる生活相談員を置いていない場合にあつては、主任支援員が当該業務を行うものとする。

所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とする。

2・3 (略)

(生活相談員の責務等)

第九条 (略)

2 条例第二十三条第一項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が当該業務を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。